

大木町全世代型健康増進拠点施設整備基本設計業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

大木町健康福祉センター（健康福祉棟及び多世代交流棟で構成）は、老朽化により施設の維持管理や運営に伴う財政負担の増加が課題となっていました。

このような状況の中、今後の在り方について、令和5年6月に設置された「大木町健康福祉センターの在り方に関する検討委員会」において、健康福祉棟を全世代型の健康増進の拠点へ転換するとともに、温浴施設である多世代交流棟は廃止し、拠点施設の附帯施設として温泉を活用した小規模浴場を設置し地域の健康増進を担う施設とすべきとの答申がなされました。

この答申を受け、令和6年4月に「全世代型健康増進拠点在り方検討委員会」を設置し、協議、検討を通じて提出された報告書を踏まえ、令和7年2月に「大木町全世代型健康増進計画」及び推進計画に基づき健康増進拠点の構築を推進する「大木町全世代型健康増進拠点構築計画」を策定しました。

本プロポーザルは、これらの計画等に基づき、全世代型の健康増進拠点（以下「拠点」という。）の整備に係る基本設計策定業務について、公募型プロポーザル方式選定により提案を求め、本業務にふさわしい受託者を選定するものです。

2 業務概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 業務名 | 大木町全世代型健康増進拠点施設整備基本設計業務委託 |
| (2) 履行場所 | 三潴郡大木町大字八町牟田 538 番地 1 ほか |
| (3) 業務内容 | 大木町全世代型健康増進拠点施設整備（健康福祉棟改修、多世代交流棟解体及び附帯施設となる小規模温浴施設の設置）に係る基本設計業務
※詳細については、「大木町全世代型健康増進拠点施設整備基本設計業務委託特記仕様書」によります。 |
| (4) 履行期間 | 契約締結の翌日から令和8年10月30日まで |
| (5) 見積限度額 | 18,739,022 円（消費税及び地方消費税を含む） |

- (6) 予定工期　　基本設計 令和7年度～令和8年度
　　　　　　　　実施設計 令和9年度
　　　　　　　　解体工事 令和10年度
　　　　　　　　改修・設置工事 令和10年度～11年度

3 選定方針

(1) 審査方式

受託候補者の選定は、一次審査及び二次審査の二段階方式で行います。

(2) 一次審査

参加申請書等の内容についての書類審査及び評価を行い、5者程度を選定します。

(3) 二次審査

一次審査で選定した者から提出された技術提案書等の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施したうえで評価を行い、最優秀提案者及び優秀提案者を選定します。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下の資格要件を満たしている単体企業又は大木町設計共同体取扱要領（令和7年告示第101号。以下「設計共同体取扱要領」という。）に基づき結成された設計共同体（以下「設計共同体」という。）とします。

(1) 資格要件

ア 単体企業及び設計共同体の資格要件

- ① 福岡県内に本店・支店・営業所を有し、希望業種が「建築設計」であることを大木町入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されていること。設計共同体にあっては、参加申請書等の提出期限までに、設計共同体取扱要領第10条の規定に基づく資格審査申請を行っていること。
- ② 平成27年4月以降において、本件業務と同種・同規模の元請完了実績を有すること。ただし、町内に本店を有する事業者（以下「町内事業者」という。）又は構成員に町内事業者を含む設計共同体に限り、上記の同種・同規模実績は問わない。
※本件における同種とは、官公庁発注の建築設計業務のことをいい、同規模とは、1件当たりの契約金額が本要領における見積限度額に0.8を乗じた額以上のものを指します。

イ 単体企業及び設計共同体各構成員の共通資格要件

- ① 地方自治法施行令第167条の4に該当する者ではないこと。
- ② 公告の日から契約締結までの間に、大木町指名停止措置要綱の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- ③ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士

事務所の登録を受けていること。

- ④ 建築士法第 10 条第 1 項の規定に該当しない者であること。
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。（更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（以下「決定日以降の経審」という。）を受けている場合を除く。）
- ⑥ 町税を滞納している者（法人等の代表権を有する役員を含む）ではないこと。
- ⑦ 入札に参加しようとする者又はその役員、使用人等が大木町暴力団排除条例（平成 22 年大木町条例第 2 号）に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。
また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与するなどの当該条例に違反する行為がないこと。

（2）業務実施上の要件

ア 配置技術者の要件

- ① 管理技術者（業務の技術上の監理及び統括を行う者）を配置すること。
- ② 各主任技術者（総合、構造、電気設備、機械設備）を配置すること。
- ③ 管理技術者は、単体企業又は設計共同体の代表事業所に所属していること。
- ④ 管理技術者及び総合主任技術者は、一級建築士であること。

イ 協力者

本業務に対して専門分野（管理技術者及び総合主任技術者を除く）について協力者（協力事業所）に協力を仰ぐ場合、協力者は（1）イ（電気設備及び機械設備は③を除く）の資格要件を満たしていることとします。

（3）参加に対する制限

- ア 単体企業又は設計共同体 1 者につき、参加申請は 1 件とします。
- イ 参加する設計共同体の構成員及び協力者（協力事業所）は、単体企業並びに他の設計共同体の構成員及び他の参加申請者の協力者（協力事業所）として本プロポーザルには参加できないものとします。

5 担当部署

〒830-0416 福岡県三潴郡大木町大字八町牟田 255 番地 1

大木町役場 健康課 健康づくり係

電話 0944-32-1280（直通）

FAX 0944-32-1054

電子メール kenkofc@townooki.lg.jp

※対応時間は、開庁日の 9 時から 17 時までとします。

6 実施スケジュール（今後の社会情勢等により変更になる場合があります。）

(1) 一次審査

項目	実施日・受付期間・提出期限等
ア 実施公告・実施要領等の配布	令和7年 9月19日（金）
イ 参加申請書等に関する質問の受付 （参加申請書等に関する質問の回答）	令和7年 9月19日（金）から 令和7年 9月26日（金）17時まで 令和7年10月1日（水）まで
ウ 現地見学 （現地見学の申込み）	令和7年 9月29日（月） 令和7年 9月19日（金）から 令和7年 9月24日（水）まで
エ 参加申請書等の提出	令和7年10月 6日（月）17時まで
オ 一次審査	令和7年10月 8日（水）予定
カ 一次審査結果通知	令和7年10月10日（金）までに発送

(2) 二次審査

項目	日 時
ア 技術提案書等に関する質問の受付 （技術提案書等に関する質問の回答）	令和7年10月10日（金）から 令和7年10月24日（金）まで 令和7年10月31日（金）まで
イ 技術提案書等の提出期間	令和7年11月11日（火）17時まで
ウ 二次審査	令和7年11月20日（木）予定
エ 審査結果通知	令和7年11月28日（金）までに発送

7 参加手続等

(1) 一次審査

ア 実施要領等の配布

大木町ホームページ (<https://www.town.ooki.lg.jp/>) からダウンロードすることにより配布するものとします。

イ 参加申請書等に関する質問

- ① 提出書類 参加申請書等に関する質問書（様式第9号）
- ② 提出方法 担当部署へ電子メールにより提出してください。

※提出の際は、電子メールの件名を「【拠点整備基本設計業務委託】
参加申請書等に関する質問」とし、提出後、電話にて受信確認を行

ってください。

- ③ 質問回答 質問に対する回答を一括して取りまとめ、大木町ホームページに掲載します。

※質問に対する個別回答、電話対応は行いません。

ウ 現地見学

- ① 開催場所 大木町健康福祉センター（健康福祉棟、多世代交流棟、周辺敷地）
② 参加人数 1者につき2名以内
③ 開催時間 下記時間に申込者毎に実施
9時40分～/11時～/13時20分～/14時40分～/16時～
④ 申込方法 電子メールにより申し込みを行ってください。
※申し込みの際は、電子メールの件名を「【拠点整備基本設計業務委託】現地見学申込(参加者名)」とし、「提案者名」、「責任者氏名」、「参加者名（2名以内）」、「当日の連絡先」、「希望開催時間」を記載した申込書（様式任意）を提出してください。提出後、電話にて受信確認を行ってください。（電話、FAX、窓口での受付は行いません。また、希望の時間に案内できない場合があります。）

※申込に係る電子メール確認後、集合場所及び開催時間等、現地見学の実施に関するメールを返信します。

- ④ その他
- ・現地見学は、原則として申込者毎の個別対応とします。なお、現地見学時間は1時間程度とします。
 - ・現地見学は施設の指定管理者の職員が対応します。（本町の職員は対応しません。）
 - ・現地見学中は、現地見学の担当者の指示に従い、許可された範囲内でのみ行動してください。
 - ・現地見学において、質疑は一切受け付けません。
 - ・本町は、現地見学への参加者の事故や怪我、紛失、その他トラブル等に一切の責任を負いません。

エ 参加申請書等の提出

- ① 提出書類
- (ア) 参加申請書（様式第1号）
 - (イ) 企業概要書（様式第2号）
 - (ウ) 実施体制表（様式第3号）
 - (エ) 業務実績表（様式第4号）
 - (オ) 添付書類
 - ・入札参加資格登録書の写し
 - ・設計共同体協定書及び資格審査申請書の写し（設計共同体の場合）

- ・保有資格を証するものの写し
- ・健康保険被保険者等雇用関係が確認できるものの写し
- ・町税の滞納がないことを証するものの写し

- ② 提出部数 正1部、副7部（複写可）
※提出書類は、様式毎にインデックスを付し、A4フラットファイルに綴じて提出してください。
- ③ 提出方法 担当部署まで、持参又は郵送で提出してください。
※郵送の場合は、郵送した旨を電子メールで連絡してください。

（2）二次審査

二次審査における質問書及び技術提案書等の提出者は、一次審査で選定された者とします。

ア 技術提案書等に関する質問

- ① 提出書類 技術提案書等に関する質問書（様式第10号）
② 提出方法 担当部署へ電子メールにより提出してください。
※提出の際は、電子メールの件名を「【拠点整備基本設計業務委託】技術提案書等に関する質問」とし、提出後、電話にて受信確認を行ってください。
- ③ 質問回答 質問に対する回答を一括して取りまとめ、二次審査対象者全員に電子メールで回答するとともに、大木町ホームページに掲載します。
※質問に対する個別回答、電話対応は行いません。

イ 技術提案書等の提出

- ① 提出書類 (ア) 技術提案提出書（様式第5号）
(イ) 業務実施方針（様式第6号）
(ウ) 技術提案書（様式第7号）
(エ) 参考見積書（任意様式）
② 提出部数 正1部、副7部
※提出書類は、様式毎にインデックスを付し、A4フラットファイルに綴じて提出してください。
- ③ 提出方法 担当部署まで、持参又は郵送で提出してください。
※郵送の場合は、郵送した旨を電子メールで連絡してください。

（3）辞退届

参加申請書提出以降に参加を辞退する場合は、担当部署に事前連絡のうえ、「辞退届（任意様式）」を提出してください。

8 技術提案書等作成要領

(1) 業務の実施方針

本業務を実施するに当たり、具体的な取組体制、取組体制の特徴及び重視する設計上の配慮事項等について設計工程を踏まえて記載してください。

また、拠点構築に係る答申や報告書、各計画を踏まえ、独自の提案内容があれば具体的に示してください。

(2) 技術提案書

次に掲げるテーマ（課題）について、拠点構築に係る答申や報告書、各計画を踏まえたうえで提案してください。

テーマ1	拠点施設に求められる機能及び拠点機能を最大限発揮する施設整備※に係る企画・技術提案 ※健康福祉棟にあっては、拠点施設としての機能を発揮するための必要な改修提案 ※附帯施設にあっては、小規模温浴施設の整備方針規模内の整備提案
テーマ2	拠点施設となる健康福祉棟との一体利用及び一体管理に向けた附帯施設の配置計画の提案
テーマ3	施設整備費用及び維持管理費用の低減等、拠点を運営管理していくうえで財政負担の軽減を図るための技術提案

(3) 参考見積書

参考見積書は、本業務に係る全ての経費の見積額及びその内訳額を、消費税及び地方消費税を除いた額及び税込額で記載してください。

(4) 作成上の注意

- ア 業務実施方針は1ページ以内とし、添付する資料がある場合は、A4又はA3折込1枚程度とします。
- イ 技術提案書は、各テーマ1ページ以内とし、構想図等添付する資料がある場合は、各テーマA4又はA3折込2枚程度とします。
- ウ 技術提案書は、文書及び図で記述してください。（色彩等の表現は自由とします。）
- エ 文字の大きさは10.5ポイント以上とします。（注記やふりがな、図表内又は添付する資料に記載する文字は除きます。）
- オ 参加者を特定することができる内容の記述（具体的な社名や実績の名称等）は記入しないでください。
- カ 技術提案書の内容に他の文献を引用した場合は出典を明示してください。
また、第三者の著作権の公表、展示物が含まれている場合は、当該第三者に承諾を

得ておいてください。

キ 原則として、技術提案書等の提出後の内容の変更、修正は認めません。

9 審査

(1) 審査主体

最優秀提案者及び優秀提案者の選定に当たっては、大木町全世代型健康増進拠点施設整備基本設計業務委託選定委員会設置要綱により設置される選定委員会で行います。

なお、本プロポーザルにおける参加者が1者のみであっても審査及び評価を行い、選定の可否を行います。

(2) 一次審査

ア 審査方法

選定委員会において、参加申請書等の書類審査を行い、技術提案書の提出を要請する者を5者程度選定します。

なお、一次審査の評価点は、二次審査に加算します。

イ 評価基準

評価項目		評価基準		評価点
企業概要	業務実績		同種・同規模の業務実績	10
	地域理解		所在地	10
実施体制	管理技術者	経験		実務経験年数
		実績		同種業務実績
	主任技術者	総合	経験	実務経験年数
			実績	同種業務実績
		構造	資格	資格
			経験	実務経験年数
	電気設備	資格	資格	5
		経験	実務経験年数	5
	機械設備	資格	資格	5
		経験	実務経験年数	5
合計				80

※町内に本店を有する者又は構成員に町内事業者を含む設計共同体の場合は実績を問わないため、「企業概要」の「業務実績」は、実績の有無にかかわらず配点します。

ウ 審査結果通知

審査結果については、参加者全員に電子メール及び書面にて通知します。なお、一次審査で選定された参加者に対しては、二次審査に係る技術提案書等の提出の要請を書面にて行います。

(3) 二次審査

ア 審査方法

一次審査で選定された参加者によるプレゼンテーション及び、選定委員会によるヒアリング、審査、評価を行い、最優秀提案者及び優秀提案者を選定します。

イ プrezentation及びヒアリング

- ① プrezentationは、提案内容の説明 20 分以内とし、ヒアリングも含め 40 分以内とします。
- ② プrezentationの参加人数は 3 名以内とします。
- ③ プrezentation時の説明は、提出された技術提案書のみを使用することとします。なお、プレゼンテーション時の追加資料は受理しません。
- ④ プrezentationにおいて、プロジェクター及びスクリーン、コンセントは貸し出しますが、提出された技術提案書のみの映写とします。
- ⑤ 実施場所及び日時、その他プレゼンテーションに係る留意事項については別途通知します。
- ⑥ プrezentationへの出席がなかった場合は、辞退したものとみなします。ただし、選定委員会においてやむを得ない理由があったと認める場合はこの限りではないものとし、該当する場合はその旨を書面にて提出するものとします。

ウ 審査基準

審査項目	審査基準	評価点
業務実施方針		20
技術提案書	テーマ 1	40
	テーマ 2	40
	テーマ 3	40
参考見積書		20
合 計		160

オ 結果通知

- ① 審査結果については、参加者全員に電子メール及び書面にて通知します。
- ② 審査結果（一次審査結果を含む）については、大木町ホームページで公表します。

(4) 失格要件

次のいずれかに該当すると選定委員会が認めた場合は、失格となる場合があります。

- ア 参加資格を満たさない者が提出した場合（審査過程において参加資格を満たさなくなった場合も含む。）
- イ 提出書類に虚偽の記載がある場合
- ウ 提出書類を作成するうえでの条件に適合しない場合
- エ 選定委員会委員又は関係者に、直接、間接を問わず、本業務に対する助言や連絡を求めることが又は不正な接触などを行った場合
- オ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認める場合

10 契約に関する事項

（1）契約の交渉

審査の結果により、最優秀提案者と委託契約協議、調整を行い、合意した場合は契約を締結します。

なお、最優秀提案者との契約が成立しなかった場合は、優秀提案者と委託契約協議、調整を行います。

（2）委託料

提案された見積額（消費税及び地方消費税を含む）を上限として決定します。

11 その他

（1）提出資料の取り扱い

- ア 提出された参加申請書、技術提案書等の資料は返却しません。
- イ 提出資料された資料は、審査以外には使用しないものとします。ただし、町議会等への説明資料として又は本プロポーザルの記録として使用できるものとします。
- ウ 町は契約を締結した者の提出資料を公表又は公開する権利を有するものとし、契約を締結した者以外の提出資料は公表しないものとします。

なお、公開する場合は、使用料等は無償とします。

（2）費用負担

書類の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用等、本業務に係る費用は参加者の負担とします。

（3）その他

- ア 本業務において思料する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本国の標準時及び計量法（平成14年法律第号）に定める単位とします。

イ 社会情勢の変化等、やむを得ない特段の事情により事業計画等の変更又は中止となる場合があります。

この場合、町は参加者に対し一切の責任を負わないものとします。

- ウ 本要領に定めのない事項が発生した場合は、町と選定委員会が協議を行い決定します。